



長野県報

7月25日(木)
令和6年
(2024年)
第528号

目次

規則

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…………… 1

告示

認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し（産業技術課）…………… 2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）…………… 2
公共測量の実施（4件）（建設政策課）…………… 4
公共測量の終了（3件）（建設政策課）…………… 5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）…………… 6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 8

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・IT振興課）…………… 9
長野県立武道館の指定管理者の候補者の募集（スポーツ振興課）…………… 11
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課）…………… 12
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課）…………… 12
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 12
特定調達契約に係る落札者の決定（警務課）…………… 13
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（情報管理課）…………… 14
特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課）…………… 15

規則

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和6年7月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第47号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則（昭和42年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「ついて男女を区別し、その境界に隔壁を設ける」を「係る」に改め、同表に次のように加える。

条例第4条第3項に規定するその他の公衆浴場（その主たる入浴設備が蒸気又は熱気によるものに係るものに限る。）のうち、浴室と脱衣室、シャワーその他の設備との間の移動の経路が屋外にあり、かつ、当該浴室の付近に浴槽又は適温の湯水が出るシャワーを設けるものである場合	条例別表第3の1の(1)の基準
--	-----------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課